

令和6年第5回農業委員会総会議事録

令和6年5月15日（水）第5回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 16人

会長	18番	仲田 清志	会長職務代理者	1番	神山 順一
2番	赤井 勝利	3番	小田 正廣	4番	西村 勉
5番	奥津 賢司	6番	平 利一		
8番	倉脇 敏弥	9番	井藤 孝久	10番	宮本 武博
11番	藤川 雅	12番	小川 広文	13番	山田 條一
14番	森 立夫	15番	安達 利延	16番	信谷 昌吾

推進委員 8人

1番	谷岡 貴寿	2番	兒玉 公治	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫			9番	逸見 則夫

欠席委員 4人

7番	奥津 忠和	17番	藤本 彰	8番	大原 砂利
10番	妹尾 元弘				

議事 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について

報告事項 農地改良届について
農地法施行規則第29条の届について
完了届について
転用工事進捗状況報告について
利用権設定中途解約合意書について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	滝口 良樹
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第5回総会を開催いたします。本日の出席は24名です。欠席は、7番奥津委員、17番藤本委員、推進8番大原委員、推進10番妹尾委員です。それでは最初に仲田会長が、ご挨拶を申し上げます。
会 長	あらためまして皆さんおはようございます。本日も、なるべくスムーズに進行できますようにご協力のほどよろしくお願い致します。
福田主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願ひいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、4番西村委員、5番奥津委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。現地確認を1番、4番は5月7日に行っており、2番、3番、5番は5月2日に行っております。それでは、1番でございます。場所は千屋実、現況地目は田2筆、畑3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、野菜、果樹、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、申請当事者は親子で、親である譲渡人が高齢で耕作が難しくなったため、子である譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番小田委員。
小田委員	3番小田です。確認を5月11日に泉推進委員、兒玉推進委員と行っております。場所は、千屋●●地区国道から市道線に入り300m行くと右側に申請人宅があります。●●●番は申請人宅の裏にあります。●●●番、●●●番●はカボチャ、梅を3本植えてお畑です。●●番●、●●●番●の田は耕作されており問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	次に、2番でございますが、場所は唐松、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、譲受人宅に隣接した農地で、譲受人が耕作を考えていることから贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。確認は5月5日、森委員、三輪推進委員、私の3名でしました。場所は、国道180号より唐松地区に入ると●●●●●

	<p>●の跡地があります。その右側の譲受人宅の隣にあります。問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、3番でございますが、場所は哲西町大野部、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。</p>
<p>奥津(賢)委員</p>	<p>5番奥津です。確認を5月8日に、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で行いました。場所は、北房井倉哲西線から1キロ入った左にあります。以前から譲受人が耕作されておりましたので問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、5番でございますが、場所は哲多町本郷、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近くを耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。

安達委員

15番安達です。現地確認を5月9日に、小川、井藤委員、逸見推進委員としております。場所は、●●●●●●から313号線を成羽方面に1キロ先の道路道下です。15年ぐらい申請地を耕作され綺麗に管理されており問題ないと考えます。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。

	<p>ております。議案第21号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
滝口局長	<p>再設定が3件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
全 員	<p>「ありません。」</p>
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第21号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、報告事項に入ります。農地改良届について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地改良の届出が1件ございました。現地確認を4月22日に行っております。それでは1番でございます。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。申請目的は、嵩上げです。申請理由ですが、嵩上げを行い、農地に入りやすくすることで、農作業の効率化を図るため。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和6年3月20日から令和6年6月19日までです。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。2番赤井委員。</p>
赤井委員	<p>2番赤井です。耕作者が農舎を建てるために嵩上げするものです。</p>

会 長	<p>続きまして、農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法施行規則第29条の届出が3件ございました。現地確認を、1番、3番は4月22日に行っており、2番は5月7日に行っております。</p> <p>それでは1番でございます。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。申請目的は、農機具倉庫の設置です。申請理由ですが、農業用機械を購入するにあたり、現在の農機具倉庫では収納容量が足りなくなるため。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年3月20日から令和6年10月31日までです。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。</p> <p>次に2番でございます。場所は大佐永富、現況地目は畑1筆でございます。申請目的は、農機具倉庫の設置です。申請理由ですが、農機具や農業用品を入れる倉庫が必要になったため。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年6月1日から令和6年6月30日までです。</p> <p>次に3番でございます。場所は哲多町本郷、現況地目は田1筆でございます。申請目的は、農機具倉庫の設置です。申請理由ですが、農機具及び農作物の倉庫が必要となったため。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年2月10日から令和6年12月31日までです。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。1番より順次お願いします。</p>
赤井委員	<p>2番赤井です。確認を4月14日、平委員、谷岡推進委員、私の3名でしました。先程の嵩上げ地に、耕作地が増えたために乾燥機を増設するための倉庫を建てたものです。問題ないと思います。</p>
宮本委員	<p>10番宮本です。確認日は5月12日、後藤推進委員、山田委員と一緒に行いました。農機具倉庫が無いので新しく建てるそうです。●●●●学校から100m行ったところに申請地があります。よろしく願います。</p>
安達委員	<p>15番安達です。4月21日に小川委員、井藤委員、逸見推進委員と4名で現地確認しました。若干、工事を始めた形跡がありましたが、現</p>

	在に至ってはそれから進展はないようです。●●●●●●●から新見寄り1キロ先に●●●●●●●があります。その向い道路の反対側に申請地があります。以上です。
会 長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	完了届が4件でております。1番足見地内、農地法施行規則第29条、農機具倉庫、2番唐松地内、農地法第4条、墓地、3番哲西町大野部地内、農地法施行規則第29条、農機具倉庫、4番新見地内、農地法第5条、露天駐車場となっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番からお願いします。
神山委員	1番神山です。5月13日確認しております。
西村委員	4番西村です。確認日は、5月5日しております。墓地ができておりました。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認は5月8日にいたしました。完成しておりました。
倉脇委員	8番倉脇5月8日に確認しております。完成しておりました。
会 長	次に、農地転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。
滝口局長	農地転用工事進捗状況報告が2件でております。1番大佐大井野地内、農地法第4条農地改良嵩上げ、2番神郷油野地内、農地法第4条農地改良嵩上げでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。1番より順次お願いします。
宮本委員	10番宮本です。12日に確認しました。今年中には完成するそうなのでよろしく願いいたします。
信谷委員	16番信谷です。5月11日に確認いたしました。あと残土を撤去し肥土を設置したら完了となります。以上です。

会 長	続きます、利用権設定中途解約合意書について事務局より説明をお願いします。
滝口局長	利用権設定中途解約合意書が2件でしております。1番大佐田治部地内、管理農地の見直しのため、2番哲多町荻尾地内、労力の見直しのための解約です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より補足説明があればお願いします。1番からお願いします。
後藤委員	推進委員7番後藤です。確認日5月12日にしました。記載されているとおりです。
逸見委員	推進委員9番逸見です。確認は5月9日にしました。先程、利用権設定新規で許可された場所で、耕作者が変わられるための解約です。
会 長	続きます、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
真治主任	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について（資料説明）
会 長	続きます、その他。
滝口局長	活動記録の記入について、記録簿の提出についての説明。
福田主査	それでは、次回の総会日程をお知らせします。次回6月18日火曜日、午前9時30分から場所は南庁舎3階大会議室で開催します。
真治主任	事務局から連絡事項です。7月の総会で毎年行っております農地パトロールが実施されます。詳細については、6月の総会でお話させていただきます。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）
(閉会時刻 午前 10 時 17 分)	

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____